



■2010年_第4回定例会（第1日目）一般質問（2010.11.30）

【題 目 及 び 要 旨】

1. 性的マイノリティーへの理解と支援を
 - 1 (1) 人権週間での取り組み
 - (2) 学校現場は、どうしている？
 - (3) 市の基本的な考え方
2. 高齢者の安心できる暮らしを担保する成年後見制度の普及と課題
 - (1) 八王子市の取り組み
 - (2) 高齢者虐待と市長申し立て
 - (3) 今後の課題
3. 電磁波問題の課題をどう共有するか
 - (1) 今までの取り組み
 - (2) 市民企画事業の選択
 - (3) 子どもの健康を守る ー学校調査ー
4. 報酬審議会の開催状況について

◎【10番陣内泰子議員】 おはようございます。市民自治の会の陣内泰子です。通告に基づき、一般質問を行います。

12月4日から、国連で世界人権宣言が採択された12月10日まで、この1週間が人権週間です。ことしで第62回となります。そのことから、まず、性的マイノリティーへの理解と支援について質問をいたします。

国は、この人権啓発強調事項として16項目を挙げています。その中に、性的指向を理由とする差別をなくそう。同時に、性同一性障害を理由とする差別をなくそう。こういった2項目が入っております。趣旨説明では、次のように述べています。

性的指向を理由とする差別については、同性愛者など性的指向に関して少数者である人々への偏見は根強く、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、性同一性障害の項目については、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しており、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

もう少し詳しく説明いたしますと、性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性、または両性のいずれかに向かうことを示す概念で、具体的には異性愛、同性愛、両性愛を指します。性同一性障害とは、生物学的な性、つまり、体の性と、性の自己認識、心の性が一致しないため、社会生活に支障を来す状態をあらわしています。性的指向と性同一性障害が混同され

て認識されていることも多々見受けられますが、国のこの強調項目でも別立てになっているように、それぞれの正しい認識が必要です。

性同一性障害については、テレビドラマ等でも取り上げられ、特別法もつくられ、また八王子市議会においても、他の議員によって一般質問等で取り上げられてきました。性別記載の削除などが行われてきたということもあって、若干、理解や支援が進んでいるのではないかとも思われますが、しかし、だからといって差別的取り扱いが解消しているわけではありません。

性的マイノリティーとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、性転換者など、性的指向や性自認がさまざまな方、また、インターセクシャルと呼ばれる、生まれながらにして男女の中間の体を持っている方々、このような方々も含めて、このように総称しています。人間の性とは、男、女という単純明快なものではなく、非常に複雑で多様であることが、近年のさまざまな研究により明らかになってきています。まさに、性とはグラデーションといわれているところです。

これを見ていただきたいと思います。これは、共生社会をつくるセクシャルマイノリティ支援全国ネットワークがつくった、セクシャルマイノリティ理解のためのDVDから転載したものです。マジョリティーである女性の体、女性の性表現を持ち、性自認も女性である。また、その性の指向が男性、異性に向かうといった、マジョリティーである男性と女性という性に対して、性の多様性とは、まさにこのようなもので、さまざまな人の結びつきがあるということなんですね。単に男性と女性だけの結びつきではなくて、いろいろな性の結びつきがある。これが性の多様性といわれているゆえんです。

性の多様性とは、体の性、性の表現、性の自認、性の指向といった、それぞれのステージで複雑に絡み合っている。複雑に多様になっている。このことを言っています。

東京プライド、市民団体ですが、そこの代表で、また文化人類学者、東京大学非常勤講師でもある砂川秀樹さん、この方は、東京都人権啓発センターが発行しています、2010年9月の「TOKYO人権」という冊子の中で、どのような社会の中においても性的少数者は必ず存在しており、その数は全人口の3%から5%であることがわかっています、と言っています。この数字に関しては、世界各国で行われている調査から見ても、10%あるいは15%という識者もいらっしゃいます。少なく見ても、東京都の人口1,000万人に対して30万人から50万人の性的少数者の方が、この都内で生活していらっしゃる。しかし、見えない存在となっているわけです。見えないからこそ、差別が差別と認識されずに、解決されない問題として滞留していると言えます。

そこでお尋ねをいたします。八王子市の人権週間の取り組みとして、こういった性的マイノリティの方々に関する事項について取り組みがあるのかどうか、お伺いいたします。

また、性的マイノリティに関する理解を深める啓発活動について、どのような考えを持っているのか、お答えをください。

また、性的マイノリティに対する差別や偏見、社会的な不利益についての実態をどのように把握されているのか。これについてもお願いいたします。

また、市などに相談を持ち込まれているのでしょうか。その場合、どこが対応するのか。その窓口についても教えていただきたいと思います。

続いて、今回の国勢調査、ことしの国勢調査で、先ほど紹介しました、共生社会をつくる

セクシャルマイノリティ支援全国ネットワークから、総務省へ要望書が出されています。それは、同居人、家族の記載欄に同性を記入した場合、誤記入扱いにしないでください、というものです。八王子での調査・集計において、調査員に対する性的マイノリティーの方々に対する配慮の研修や、同性家族の扱いなど、どのようになされているのか、教えてください。

また、公文書の性別記載についてです。2003年、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律の成立を受けて、印鑑登録原票から男女別記載が撤廃され、また選挙時の入場整理券についても、性別が削除されてきています。不必要な個人情報収集しないとの観点から、全体的な見直しを進める作業に取りかかっているというのが、2004年当時の質問者に対する総務部長の答弁でした。この点、しっかりと行われてきているのかどうか、改めて確認したいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

続いて、高齢者の権利擁護の問題としての成年後見制度についてです。

成年後見制度は、始まって10年になりますが、余り広く知られていないのが現状ではないでしょうか。認知症や障害などで判断能力が不十分になった人が、日常生活の中でいろいろな契約や手続をするときに不利にならないように手助けをする制度です。ひとり高齢者の増加や、老老世帯がふえてきていることもあって、高齢者の権利擁護はこれからの大きな課題です。先日、八王子市社会福祉協議会が主催した「講談で学ぶ成年後見制度」の講演会にも、多くの方が参加され、関心の高さを感じました。

10月27日のNHK「クローズアップ現代」でも、成年後見制度のことが紹介されていました。テレビで取材されていた品川成年後見センターに早速問い合わせをしてみました。このセンターでは、「マンガで読む成年後見制度」という、大変わかりやすい啓発冊子をつくり、東京都がやっている地域福祉権利擁護事業としての金銭管理サービスや、書類の預かりサービスに加えて、見守りや、入院時の手続、任意後見契約、公正証書遺言作成支援などをセットにした「あんしんの3点セット」、こういったサービスを展開しています。本市では、成年後見制度について、どのような取り組みを行っているのでしょうか。お伺いをいたします。

成年後見制度とは、親族あるいは第三者を後見人として選定をし、家庭裁判所に申し立てを行うのですが、だれも申立人がいない場合、市長がかわりに申立人になるという制度があります。本人に判断能力が不十分になった場合、年金などの金銭管理を子どもなどがかわって行うケースもあるわけですが、金銭搾取やサービスの利用控えなど、本人に不利な対応、あるいは虐待にまで至るケースもあると聞いています。

こういった場合、市としてはどのような対応を行っているのでしょうか。積極的に市長申し立てを行い、成年後見制度にまでつなぐというような活用がなされているのかどうか。このあたりについてもお伺いいたします。

さらに、現時点での市の高齢者の権利擁護事業がどの程度進んでいるという認識をお持ちなのか。また、この制度の普及の必要性についても、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、電磁波問題についてです。

私が初めてこの問題の一般質問をしたのが、ちょうど2年半前、2008年の第2回定例会においてでした。その後、複数の議員が取り上げてきています。当初、携帯電話の中継基地設置についての住民周知を開発指導要綱に盛り込むことには消極的でしたが、その後、検討

していく、また要綱への義務づけは困難というように、担当、また市の対応も変わって揺れているところでもあります。しかし、その間にも、私の身近の地区でさえ、3件ほどの設置をめぐるの周辺住民とのトラブルが発生をしています。2件は設置中止、1件は交渉中があります。広い八王子です。他の地区でも同様のことが起こっているのではないのでしょうか。

そこで、この間、市として、この要綱への義務づけは困難としつつも、どんな対応がとられてきているのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、電磁波に関する情報の共有についてです。実は、今年度の市民企画事業補助金の申請の中で、電磁波調べ隊という事業名で、電磁波のことを調べていっしょに考える会からの申請がありました。この計画は、中継基地の周辺地域の数値がどうなっているのか計測しようというものと理解しているのですが、この審査の結果は、電磁波による健康被害についての声があることは理解できますが、現状の法制度上、問題はなく、WHOや国も含め、携帯電話の電波塔からの電磁波について、健康被害を及ぼすかどうかの明確な見解が出されていない現状では、補助金を交付して行う事業ではないと考え、不採択とします、このようなものでした。審査は6人の委員で行われています。

私はこの決定の文言を見たときに、大変びっくりいたしました。なぜなら、携帯電話の電磁波の影響については、このように議会での議論が進行しているという事実があり、また、八王子ではWHOや国の動向を見て慎重に対処していくとしているのですが、他の幾つかの自治体では、住民説明を明確に盛り込んだ条例等がつくられてきている、そのような情勢もあります。

また、市でも、健康被害と電磁波との因果関係は明白になっている状況ではないとしつつも、電磁波過敏症の方がいらっしゃるということは承知している、このような答弁も出ているわけです。まさにグレーゾーンなわけです。だからこそ、この審査をされた審査委員の一人の方が言っているわけですが、市民だからこそできる事業ではないかと思うわけです。

不採択理由は、まさにこの事業の趣旨に対してなされたものと理解します。このように事業の内容にまで、また、その事業の内容が、いろいろ議論の対象になっている、社会的な問題にもなっている、そういった事業の内容にまで突っ込んだ形で採択不可とした例は今までにあったのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

審査委員の方々に、議会での議論の経過や、最近の条例制定している自治体などの情報、また諸外国の事例などが提供されているのかどうか、この点も大変疑問であります。

次に、市民企画事業補助金の性格についてですが、この不採択理由として、法に照らして問題がない。だから補助金の対象ではないというふうになっているのですが、これは違うと思います。この市民企画事業補助金、それはこういった性格のものではないと考えます。法律がすべて必ずしも市民の生活ニーズを把握しているとは限りませんし、だからこそ必要に応じて法令や条例、要綱などがつくられていっているわけです。市民企画事業の審査に当たって、法制度上、中継基地をつくることは問題がないとして、市民の自由闊達な調査研究を排除するということは、少々越権行為的なものと感じられるわけであります。

しかも、今回の調査は、健康被害と電磁波の因果関係を云々するというものではなく、まさに事実を知ろう、事実を調べよう、数値がどうなっているのか知りたいといったものであったわけです。まさに私は、公序良俗に反しない限り、こういった市民企画事業の審査基準は、内容に踏み込むべきではなく、その事業が実現可能なのかどうか、公益性があるのかど

うかなどで判断すべきものと考えております。採択基準についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

1 回目の質問の最後として、報酬審議会の開催状況についてのものです。

2008 年 9 月のリーマンショック以降、日本経済は先行き不透明の閉塞状態にあります。今年度の当初予算は、個人市民税 42 億円減で組まざるを得ない状況でありました。市民生活の厳しさは改善されず、市税徴収状況として、現時点で 10 億円程度の未収であり、このままですと、見込額を確保できない見通しともなりそうだと、そんな状況とも聞いております。

そのような市民生活の状況を反映して、公務員給与に関して人事院勧告は、月額給与に関しても、また期末手当、勤勉手当の支給率についても、マイナスを勧告しております。先ほどの議案でこれが可決されたところです。同時に、議員の報酬についても大変厳しい目が向けられています。当然のことと言えます。

公務員の給与に関しては、こういった人事院勧告を参考にして定められ、議会でそれが採決されるわけですが、議員や市長等の特別職の報酬に関しては、報酬審議会で議論されているところです。まず、現状であります、八王子市の職員給与並びに期末手当について、今までどのように変化をしてきたのか。また、議員の報酬が、この間、どのように変化をしてきたのか、お示しいただきたいと思っております。つまり、2003 年を基準として、八王子市職員給与並びに期末手当の減額幅、そして、それと同様に、議員報酬並びに期末手当の減額幅を教えてくださいたいと思っております。

また、一番直近での報酬審議会の開催時期と、そのときの判断について、簡単に御説明ください。

私は、議員の期末手当についてはここで支給率のマイナスが決まりましたが、さらに議員の報酬の見直しも必要と考えております。

これで 1 回目の質問を終わります。

◎【市川潔史議長】 総務部長。

◎【坂本誠総務部長】 まず、1 点目は、人権週間における本市の具体的な取り組みということでございました。広報等で人権擁護委員の役割などをお知らせするとともに、期間中の最終日、12 月 10 日には人権擁護委員による啓発活動や人権相談などを行ってまいります。

また、性的少数者に関する啓発についてでございますけれども、人権の問題は非常に広範囲にわたるものでございます。性的少数者も含めまして、人々がそれぞれの個性を認め、人が人として尊重される社会を実現していくことが大切でございまして、そのためには幅広く人権全般について啓発をしていくことが必要であるという観点で取り組んでいるところでございます。

それから、相談等の具体的な対策に関してですが、性的な少数者に対する差別があるというふうな御相談がございましたら、人権侵害事件の 1 つとして、人権擁護委員による相談、あるいは法務局の窓口を御案内してまいります。

それから、国勢調査の調査に関してでございますけれども、今年度の国勢調査から、調査員による調査票のチェックということは行われておりません。指導員によりまして点検をい

たしておりますけれども、同性の人が同居している世帯だからということでチェックをかけることはございません。

それから、性別等の個人情報の管理の関係でございますけれども、平成 16 年に申請書の書式の見直しを行いまして、押印あるいは性別欄などで不要なものは廃止をしたということでございます。

次に、報酬審議会の関係でございます。まず、職員の給与及び議員等の報酬の改定状況ですが、職員給与につきましては、平成 15 年度以降、平成 16 年度を除きまして、毎年、東京都の人事委員会勧告等に基づきましてマイナスの改定を行ってきております。議員報酬につきましては、平成 15 年 7 月から現行額を適用しているところでございます。期末手当につきましては、支給月数で職員は平成 15 年度以降 0.7 ヶ月のマイナス、また議員各位におかれましては 0.75 ヶ月のマイナスというふうになっております。

それから、報酬審議会の直近での開催時期、答申内容でございますが、直近では平成 20 年 1 月に市長から諮問を行いまして、同年 12 月に答申をいただいております。その内容ですが、東京都の 25 市 23 区及び中核市等を含む類似団体の報酬等の現状あるいは改定状況、また民間の動向等を分析いたしまして審議いたしました結果、市長、副市長の給与並びに市議会議員の報酬については、いずれも現行額を据え置くという答申をいただいたところでございます。

◎【市川潔史議長】 健康福祉部長。

◎【小林昭代健康福祉部長】 成年後見制度の本市の取り組みについてですけれども、成年後見支援に関しては社会福祉協議会に委託をしておりまして、福祉サービス総合支援として、制度の利用相談や、弁護士、司法書士による専門相談、講演会、相談会を実施するほか、判断能力の低下によって財産管理や日常生活を送ることが困難になった場合に、地域で継続して生活できるよう、成年後見制度の利用促進など、一体的に行ってきております。

権利擁護事業については、認知症高齢者など日常生活に不安のある方に対して、福祉サービスの利用援助や、年金の受け取り、公共料金の支払いといった日常的な金銭管理サービスを実施しております。平成 21 年度の実績を見ますと、いずれも 20 年度を上回っている状況であり、事業進捗が、徐々にではありますけれども、図られてきているものというふうに考えております。

また、普及啓発活動については、相談会、講演会を実施しておりますけれども、先ほど御紹介いただきましたように、今年度は、わかりやすい、参加しやすい講演会ということで、講師の方をお招きをして、たくさんの方に出席をいただきました。ただ、この成年後見、権利擁護ということについては、名前はわかるけれども、内容はよくわからないという方も多くいらっしゃると思いますので、制度そのものの周知にこれからも努めていくことが必要だというふうに考えております。

◎【市川潔史議長】 環境部長。

◎【岡部正明環境部長】 私の方から、携帯電話の中継基地局建設に関する取り組みについ

てのお尋ねに対して御答弁申し上げます。

地元説明の実施状況ということで申し上げますと、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルなどの携帯電話事業者各社に聞き取りを行っておりますけれども、施設建設前に事業者に対しましては自主的に、基地局の施設の高さの2倍の範囲の住民や、地権者の方々に施設建設の説明を行っているということで確認をいたしております。

また、市の窓口への電波障害などの相談に来られます事業者に対しましては、事前に設置をすることに対する情報提供なども含めまして、周辺住民への十分な説明をするよう、理解を求めるようお願いをしている、こんな状況がございます。

◎【市川潔史議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【小坂光男高齢者・障害者担当部長】 高齢者に対します金銭搾取などの虐待の対応についてお尋ねがございました。本市が平成21年度中に金銭搾取など経済的虐待と判断されたものは8件ございました。こうした虐待は、擁護者自身が虐待だと気づいていない場合も多く、擁護者への支援を関係部署と協力して対応しております。

さらに、悪質な場合には、虐待を受けた高齢者を分離保護し、年金の振り込み先を変更するなどの対応もしております。

また、虐待を受けた高齢者の判断能力が不十分な場合で、分離後に他の親族による成年後見人の申し立てが困難な場合に、市長申し立てを活用しております。

なお、平成20年度は、市長申し立て件数5件のうち、経済的虐待1件、同じく平成21年度は6件中0件、同じく平成22年度11月現在、6件中1件となっております。

◎【市川潔史議長】 市民活動推進部長。

◎【峯尾常雄市民活動推進部長】 私の方からは、電磁波問題に関連しまして、市民企画事業補助金についてお答えを申し上げます。

まず、これまでに補助金の審査に当たって、事業内容にまで踏み込んだ形で採択しなかった例があったのかというお尋ねでございます。応募いただきました事業の審査に当たりましては、これまでも学識経験者や市民から成る審査委員会におきまして、応募事業に関連する市の担当所管による意見等も参考にしながら、事業内容を初め、収支計画や、実施体制が適切であるかどうか、あるいは実施するに当たってのノウハウを有しているかなどを総合的に検討を行いまして、採択、不採択を決定してきたところでございます。

また、補助金の採択の基準ということですが、補助金の審査に当たりまして、5つの視点、事業の計画性を初め、社会貢献度、それから事業に対する市民ニーズの高さ、そして創意工夫、補助金の交付の必要性、この5つを評価項目として定めているところでございます。

◎【市川潔史議長】 第10番、陣内泰子議員。 [10番議員登壇]

◎【10番陣内泰子議員】 種々御答弁をいただきました。性的マイノリティーの方の理解

並びに支援に関して、その啓発、なかなか個別としては取り扱いにくい、そのような状況であります。実は、人権週間、この12月1日の広報にも人権週間の御案内がありましたが、先ほどの説明にもあるように、こういうところに御相談くださいというような形になっていました。せめて、人権週間のPRとして、国の強調項目、16項目、つまり高齢者、それから性犯罪被害者とか、いろいろな方がいる。その中に性的指向を持っている方、性同一性障害の方、それぞれの方への差別をなくそう、人権を守っていこう、そういったことが書かれているわけなので、その16項目の記載をホームページ等できちんと行っていくことが必要ではないか。そんなことから始めていただきたいと思うのですが、それについていかがお考えでしょうか。

目黒区のホームページなんですけれども、これは2009年1月のものでした。性的マイノリティと人権と題して啓發文書載せています。性的マイノリティの人権とは、ありのままの自分でいる権利です。自分とは関係ないと思わず、差別や偏見の解消に向けて理解を深めましょうというふうに呼びかけているわけです。もちろん、人権はたくさん問題、課題があるというお答えではありますが、こういった一つ一つに対しても、きちんと市からのメッセージを発する。それは大変必要なことであると思っています。

2008年5月、ジュネーブで行われました国連人権理事会で、日本政府は、性的指向、性的自認を事由とする差別を撤廃するための措置を講じるようにと勧告をされ、また日本政府は、この勧告を認め、6月12日に正式に採択されました。4年前の話です。こういった政府の方針にのっとって、足元からの差別、偏見をなくす地道な努力が必要です。

次に、学校現場の取り組みについてお伺いをする参考として、2つの調査結果を紹介したいと思います。1つは、厚生労働省の補助を得て、京都大学大学院と横浜市健康福祉局、名古屋市立大学の共同研究で、2005年、6,000人を対象に行われた調査で、2007年、ゲイ、バイセクシャル男性の健康レポートとして発表されています。それによると、同性愛や両性愛の男性の約半数が学校でいじめに遭い、3人に2人が自殺を考え、14%が自殺未遂の経験がある。ゲイであることの自覚は平均13.1歳、初めて自殺を考えた平均年齢は16.4歳、初回の自殺未遂は17.7歳、教育現場で同性愛について不適切な情報提供や対応をされた人は、何と93.2%、このようなものです。

もう1つの調査は、2007年12月発表の岡山大学大学院による性同一性障害の方700人の調査です。自殺を考えたことがある、68%。5人に1人が自傷行為や自殺未遂を経験している。自分の性への違和感を自覚したのは、大半が小学生時代。4人に1人が不登校を経験。自殺を悩む時期は中学生が最も多く、小学生も1割以上。

これらのデータを見ると、本当に子どもたちが人に言えず、悩み、いわれないからかいや、嘲笑の対象にされ、自尊感情をつくれない状況になっていることがわかります。

長い間、医学会では、同性愛の取り扱いは、異常性欲、性的倒錯、性的逸脱として病気ととらえられていたのですが、もう既に18年前の1992年にはWHOで、そして15年前の日本でも、厚生省の見解で病気ではないときちんと示されています。

これは同性愛というのは意識的な好みや選択ではないということなわけです。先ほどお示ししました、まさに性の多様性の中、その中での人々の向かう傾向というものになります。本当に、人によっては、選べるものなら、変えられるものならと悩んだ、という話を直接伺ったこともあります。

しかしながら、こういった国の動き、またWHOの考え、そういう中であっても、偏見や差別、またテレビ等で、変態などといった異質な存在としてのからかいのメッセージが相も変わらず流布されているところです。だからこそ、学校現場での理解と支援が必要になります。

そこでお尋ねいたします。教員や児童、生徒が性的マイノリティーについての理解を深めるために、学校ではどんなような取り組みを行っているのでしょうか。

次に、また児童、生徒の相談にきちんと向き合えるように、養護教諭やスクールカウンセラーに対し、こういった性的マイノリティーの理解研修が必要と考えます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

先ほど紹介をした「TOKYO人権」、この冊子の記事の中で、まさに3%から5%の割合で性的指向の方がいらっしゃるということが書いてありました。そのことから考えると、40人の学級に少なくとも1人から2人の子どもたちがそうである。つまり、マジョリティーの性、それが流布されている。それが一般になっている。そう思われている中で、40人の学級のうち、1人か2人の子どもたちが、自分の性への違和感、そして自分は一体どうなってしまうのだろうという不安感、そういうものを抱きながら学習に臨んでいる、そういう状態です。決して遠くの存在ではなく、まさに身近な存在といえます。

だから、学校現場でも性的マイノリティーの子どもたちが現実にいるということを前提にした指導が必要だと考えます。性的指向が多様であること。子どもたちが感じている性的違和感は決して異常とか、変態とか、そういうものではなく、ありのままでもいいんだということ、そういった正しい情報を得ることで、子どもたちが安心して生活を送り、学習に取り組めるよう、配慮が必要です。

先ほどのデータでの不登校の問題、そして自殺を考える割合、そして学校の中でいじめに遭っているという、そういった割合の高さ、これは本当に何とかしなければならない問題だと思います。いじめや不登校の一因にもなっているということが、まさに先ほどのデータからもうかがえるわけです。積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、成年後見制度についてです。権利擁護の事業、徐々ではあるが進んでいる。そのような御認識を持っている。しかし、まだまだわかりにくいということも、担当所管としては十分認識されているようです。そのような中で、まさにこの制度、言葉だけではなくて、具体的に自分の安心にどうつながるのか、そういった形での見えるような仕組みが必要だと考えます。

市長申し立ての件数について、町田市を見ると、2009年度で15件、そのうち高齢者対応が14件ということです。これは高齢者の権利擁護を重点事業と位置づけ、包括支援センターなどと定期的な情報交換を行い、権利擁護事業を進めていることによると伺いました。

先ほど、虐待ケースにおける市長申し立ての件数を御紹介いただきましたが、虐待ケースなどに関しても、現場と市の判断、それぞれに温度差がある。現場としては、もっと早急に市長申し立てで対応してほしい、そのような思いもあるにもかかわらず、なかなかそのような判断にならないというようなことも聞き及んでいるところです。そこで、積極的に市長申し立てなどを利用し、権利擁護を進めていただきたいと、さらに思います。その進め方として、何点か具体的にお伺いいたします。

今、成年後見制度のことをお伺いしてきましたが、ひとり高齢者の方々がふえ、施設入所

や病院の入院時、それに身元引受人がいなくて困っているという相談をお受けいたしました。いろいろ調べてみますと、まさに後見人は財産管理は行うけれども、入院時の保証人にはなれないということでありました。それに対し、足立区などでは、社会福祉協議会が身元引き受け制度を公的につくり、見守りや日常的な金銭管理、入院・入所サポートなど、老後から死後に至るまでの包括的なニーズに対応できる仕組みを事業化しています。市において、こういった身元引き受け制度の必要についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

また、市長申し立てについては、町田市などの例をみれば、八王子におけるその必要度はもっと高いのではないかと考えています。市長申し立てにまで至らない課題、壁をどのように認識されているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

また、社会福祉協議会が法人として後見人となり、さまざまなトータルなサポート、またノウハウをきちんと蓄積していく必要があると考えるのですが、これについてのお考えもお聞かせいただきたいと思います。

また、市民後見人の制度、これも今、育成が図られてきています。また、NPOなどでの権利擁護事業を請け負うところもふえて、少しずつですが、広がってきていると思います。しかし、大変個人的なことを取り扱うことを考えるならば、信頼関係をどう担保するのかということが大きな課題でもあります。また、こういったさまざまな市民後見人、またNPOなどをきちんとバックサポートをする仕組み、24時間相談できるような公的なサポートセンター、こういったものも順次用意をして、準備をしていく必要もあるのではないかと考えていますので、これらの点についてお答えいただきたいと思います。

電磁波についてであります。電磁波の身体への影響については、2年半前に詳しく述べましたが、まさに個人差がとても大きなものです。平気な方にとっては何でもないことではあります。その一方で、日常生活もままならないというような状況で苦しんでいらっしゃる方もいるわけです。特に諸外国では、子どもなどへの影響は重大だとして、さまざまな警告が発せられています。しかし、残念ながら、市の取り組みは業者任せであります。業者側もきちんと、お一人でも反対があれば強行しないという社の内規を持っているところもあれば、事業拡大に躍起になっているところもあります。ある業者の方は、明確な市の方針があれば、建てられないということに対する総務省への説明にもなる。このような話を聞いたことがあります。まさに市の主体性が求められているところです。

電磁波調べ隊、この市民企画を評価されたただお一人の市民企画事業の審査員の方が、公害問題は歴史的に見ても市民の小さな声から明らかにされてきたことが多いと、コメントをされています。まさにそのとおりで、だれの目にも明らかかなような事態になる前に、危険と思わしきことをどう回避していくのかという、この予防原則の徹底が求められています。その意味で、今回の市民企画事業で電磁波調べ隊、こういった取り組みが市民の中から起こってきた。そのことが、八王子の審査委員会の中できちんと評価されなかったこと、それに関しては大変残念に思いますし、そして、先ほど、こういった内容にまで突っ込んでの判断をするべきではないというふうに言いましたが、ぜひその徹底を図っていただきたいと思いません。

千葉県柏市の小中学校では、教育委員会が、低周波電磁波を測定するところを行いました。これは2009年12月の柏市議会において、すべての教育現場で電磁波の測定を行い、結果を公表するということを求める請願が採択されたことを受けてのことです。この調査報

告を御紹介して、八王子における学校現場と電磁波の影響について質問する予定ではありましたが、時間がありませんので、学校現場において、こういった調査に取り組めるのかどうか。この点だけとりあえずお聞きして、今後の課題としたいと思います。

2回目の最後として、報酬についてであります。私は、議員の報酬に関し、市民生活及び市民感覚を反映したものであるべきと考えています。2010年の市民白書によれば、給与所得者1人当たりの給与収入額は、この10年間、ずっと下がり続け、2009年度は前年に比べて4万5,000円の減となっています。また公的年金についても同様に、1人当たりの収入金額は減り続け、前年に比べて2万7,000円の減になっています。先ほども御紹介があったように、職員の給与、本当に減額されています。期末・勤勉手当は、給与減の見合いとして二度ほど支給率が上がっているわけですが、昨年も大きく引き下げられました。

議員に関して言えば、2007年7月に、報酬が61万円から59万円に引き下げられましたが、それ以降はこの金額が継続をしています。先ほど、議員の期末手当の報酬の減が職員より多いというような報告がありましたが、議員の報酬は、期末手当の支給割合に関しては、一時期、平成16年だったと思いますが、職員給与の減額の見合いの中で、期末手当の支給割合を増額するということがありました。その増額のときに、議員報酬に関しては、報酬が下がっていないにもかかわらず、期末手当の支給割合が増額する、そういうことが一度だけあり、また、そのときに関しては、おかしいと訴えましたが、個人的に受け取らなければいいというような問題に矮小化されてしまいました。

職員は、こういった人事院勧告による減額だけでなく、今年度4月には給与構造改革の一環として、月額給与のマイナス2.95%をも受け入れています。市民生活の厳しさを考えるならば、議員もその痛みを分かち合い、少しでも非正規職員との均等待遇改善に振り向けるとか、市民サービスの向上に資する支出に振り向けるべきと考えます。

市長や副市長、そして教育長といった特別職の報酬に関しても、本年度4月から来年の3月までとはなっていますが、10%の減額が自主的に実施されています。議員みずから報酬見直しの条例を提出するのが本来のやり方ではあるのですが、より公平な視点から議員の報酬を検討する報酬審議会、この報酬の適否について、ぜひ市長から諮問をしていただきたい。それについてのお考えをお伺いいたします。

2008年のときの報酬審議会の答申を見ると、今日、社会経済情勢の変化が大きい状況にあり、本審議会においても機動的かつ弾力的に開催することが必要であり、このことをもって、適宜、適切に状況変化等を反映できるものと考えるといった附帯意見もついているところです。

以上で2回目の質問を終わります。

◎【市川潔史議長】 総務部長。

◎【坂本誠総務部長】 人権に関しまして、人権週間の強調事項16項目について、ホームページ等での掲載をとということでございました。

人権の課題というのは、さまざま多岐にわたる点がございます。そういった点で、公的な機関で周知のためのホームページ等も持っておりますので、そういったところへのリンク等を考えてまいりたいというふうに考えているところです。

◎【市川潔史議長】 指導担当部長。

◎【佐島規指導担当部長】 性的マイノリティーに係る学校での取り組みについてですが、保健の授業などでは、性的な発達について学習指導要領に基づいて、発達段階に基づいた指導を行っております。そのため、性的マイノリティーだけを特別に取り上げた指導というのは行っておりませんが、この問題というのは、根本は人権の問題であるというふうにとらえております。この観点から、学級指導の時間など、全教育活動を通して、ひとりひとりの児童、生徒が自分自身や他の人を大切にすること。そして、自分と違う立場や考えの人を受け入れて、ともに生きていくという態度の育成の充実を図っているところです。

また、児童、生徒の多様な相談に応じられるための研修についてですが、このことは大変重要であるというふうに考えております。教育相談の検証は、現在行っているところでありますけれども、児童、生徒の個々の悩みや問題を理解した上で対応できるように、さまざまな人権課題に対応した研修をさらに充実してまいりたいと思います。

◎【市川潔史議長】 高齢者・障害者担当部長。

◎【小坂光男高齢者・障害者担当部長】 ひとり暮らし高齢者の施設入所や入院時に対する身元引受人についてお尋ねがございました。こうした場合、成年後見人がいる場合には、後見人が入所や入院の手続をすることはできますが、御質問者おっしゃるとおり、身元引受人になることはできません。

また、特別養護老人ホームの入所申し込みなどについては、本人の署名のみでできますが、その後の施設との入所契約で保証人等を求められることもあるというふうに聞いております。こうしたいずれの場合も、こうした相談があった場合には、身元保証支援などを行うNPO法人の情報を提供いたしまして、活用をいただいております。

また、市長申し立てに至らない課題について、どのように考えているかということですが、市長申し立ては、親族等による申し立てが期待できない場合に手続に入るもので、成年後見制度の一部をなすものでございます。やはり課題としては、この成年後見制度そのものの周知が必ずしも十分とはいえないという点であろうと思いますので、市民に向けての一層の普及啓発を行い、成年後見制度へつなげる中で、市長申し立てについても対応が図られていくというふうに考えております。

◎【市川潔史議長】 健康福祉部長。

◎【小林昭代健康福祉部長】 社会福祉協議会が法人後見人となることについてですが、組織として後見人になるということについては、相互信頼関係の構築ですとか、意思決定にかかる時間、そうしたものに課題があるということもいわれています。社会福祉協議会として、今後、必要に応じて検討していくということとしております。

また、市民後見人の育成、活用の観点から、将来的に法人として後見監督業務を実施し、

その支援体制を構築して、日常的に後見人が安心して活動できるような相談、助言を行っていく、サポート体制をつくっていくということについては認識をしております。ただ、24時間の対応ということについては、現状の中ではその必要性までは感じておりません。

◎【市川潔史議長】 学校教育部長。

◎【坂倉仁学校教育部長】 高圧線に近接した学校における電磁波の影響調査についてございますけれども、高圧線下の電磁波の値は、関係機関の定めるガイドライン値を大きく下回っている状況であり、この低レベルの電磁波に伴う長期的な影響について、健康に影響を及ぼすという因果関係を示す証拠は認められていないと理解しているところでございます。したがって、現時点では、高圧線に近接する学校の影響調査を行うことは考えておりません。今後も引き続き、国や専門機関の調査研究など、情報の把握には努めてまいりたいと考えております。

◎【市川潔史議長】 黒須市長。〔市長登壇〕

◎【黒須隆一市長】 10番、陣内泰子議員の質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会の開催についてお尋ねをいただきました。社会経済状況の変化の激しい今日ではありますけれども、この報酬等審議会の答申をいただいたのが、先ほど担当者からも答弁を申し上げましたけれども、20年12月でございます。しかも、約1年にわたる十分な審議をいただいたわけございまして、答申をいただいてから、まだ期間を経過していないというようなこと、また、私を初め理事者の給料につきましては、本市の財政状況を踏まえまして、本年1月から月額10%の減額を行っていることから、現在のところ、報酬等審議会への諮問は考えておりません。

◎【市川潔史議長】 第10番、陣内泰子議員。〔10番議員登壇〕

◎【10番陣内泰子議員】 御答弁をいただきました。性的マイノリティーの理解、そして支援に関し、学校現場では重要な課題ととらえていらっしゃる。また、研修制度についても考えていらっしゃるというお話で、重要性を認識されていることではありますが、なかなか性的マイノリティーということでの指導は難しい、そのような御答弁でありました。これは私は、学校だけに期待するのも大変厳しいところもあるのかなと思います。その一方で、市全体としての取り組みが大変希薄である。もっと市の全体的な取り組みの中で、学校の指導、学校の進捗を応援する、そういった仕組みが必要なのではないかと思います。

だれもが暮らしやすいまち、その中には性的マイノリティーの方も含まれているんだよということを、きちんと市の基本的な姿勢としてメッセージを発していくことが必要であると思います。この性的マイノリティーの理解と支援についての市の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

さて、報酬等審議会について、今、市長から、開催をする必要のないとの御答弁がありました。しかしながら、今、議員の報酬に関しても、議員の活動の中で、一体どういう活動し

ているのか。それに対してこの報酬が適切かどうか、もっともっと議論をしていかなければならないと思っています。

◎【市川潔史議長】 総務部長。

◎【坂本誠総務部長】 性的少数者のことにつきましてですが、性的少数者の問題というのも人権問題の1つであるというふうに認識はいたしております。市といたしましては、社会状況、あるいはこの国の動きなどを注視しながら、その時々、何が最も力を入れて取り組むべき課題であるかという点を見きわめながら、関係機関と協力をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。